# 科学研究費助成事業 研究成果報告書



令和 6 年 6 月 1 9 日現在

機関番号: 13901

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2018~2023

課題番号: 18 K 0 1 2 1 1

研究課題名(和文)面会交流紛争解決システムの比較法社会学研究:離婚後家族関係の支援という視点から

研究課題名(英文)Comparative Socio-legal Study of Child Visitation Dispute Resolution Systems:
Supporting Post-Divorce Family Reorganization

#### 研究代表者

原田 綾子 (Harada, Ayako)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号:00547630

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文):本研究を通して、面会交流問題の解決は、民法等の実体法規範を適用して紛争を解決する家事司法システムだけでなく、面会交流を実施するための相談支援メカニズムやミディエーションなどの協調的な解決メカニズムを組み合わせた形でその実効化を図る必要があること、また子どもや被害者が安心して離婚後の家族関係に取り組めるように、DVや虐待からの被害者保護と家族法システムとの有機的な連携が重要な課題であることが確認された。さらに、子どもの最善の利益の実現のためには、子どもの権利主体性の保障が求められ、紛争解決やその実施過程において子ども自身の気持ちや意向を適切に尊重する取組みが必要とされることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義 令和6年の改正により、離婚後共同親権の導入など、親権、監護権、面会交流に関する新たな規律が民法に設けられた。改正法の下で面会交流を実効化していくためには、本研究が明らかにしたように、裁判外での協議を支援するメカニズムの構築や、DVや虐待への対応と司法との有機的連携などが重要な課題となる。改正法では、子どもの人格の尊重のために、子どもの意見表明権の保障が重要な課題とされるようにもなった。アメリカやオーストラリアでの取り組みや子どもの意見表明権の保障に関する本研究の成果は、それ自体の学術的意義に加えて、日本における今後の制度設計や改善のために参照されるべき、社会的意義のあるものであると考えられる。

研究成果の概要(英文): Through this study, it became clear that it is necessary to implement the solution of the child visitation disputes in a combination of family suppport services and cooperative dispute resolution mechanisms such as mediation. In addition, it was confirmed that the development of a system for protecting victims from domestic violence and child abuse and its organic cooperation with the family law system are extremely important so that children and victims can work on family relationships after divorce safely and without fear. Furthermore, it became clear that it is important to guarantee the rights of children in solving problems in order to realize the best interests of children, and that it is necessary to appropriately hear and respect the views of children in the process of dispute resolution and its implementation.

研究分野: 法社会学

キーワード: 子ども 離婚 面会交流 意見表明権

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

#### 1.研究開始当初の背景

日本の法的・社会的システムは、面会交流の問題を実効的に解決できていない。2011 年度の離婚後母子世帯における面会交流実施率は27.7 %(厚生労働省平成23年度全国母子世帯等調査結果報告)にすぎない。多くの子どもは離婚で一方の親との関係を失い、両親に育てられる子の権利(児童の権利条約18条)は大多数の離婚後家庭で実現していない。面会交流が実施されているケースでも、離婚後も父母の対立に巻き込まれ続ける子の精神的苦悩は大きく、将来を悲観した別居親の心中の道連れにされるといった甚大な被害も生じている(朝日新聞2017年9月21日)。また、国境を越えた子の奪取が国際問題となり、2014年に日本もいわゆるハーグ子奪取条約に加盟したが、子の奪取による他方の親との断絶や、奪取の応酬という悲惨な事態は、国内でも多発している。このような状況において、面会交流をめぐる問題や紛争の実効的な解決の仕組みを研究することの意義は大きい。本研究は、それに取り組むものである。

## 2.研究の目的

本研究は、離婚後に別れて暮らすことになった親と子どものあいだで、子どもの利益にかなう面会交流の実現させるために、崩壊してしまった家族関係の再生をいかに支援すべきかについての新たな法的枠組み及び援助システムを提示することを目的とするものである。日本、オーストラリア、アメリカの家族法システムの比較法社会学研究を通じて、子どもの利益に適う面会交流を実現させるために、新たな法的枠組み及び援助システムを提示することをめざす。

#### 3.研究の方法

研究方法として、面会交流に関する取り決めとその実施にかかわる法的・社会的システムの比較法社会学研究を行う。比較研究の対象国を、面会交流の問題を抱える家族関係への公的支援を、主に裁判所の法的紛争解決メカニズムを拡充させることによって提供してきたアメリカと、裁判所での法的紛争解決に加えてコミュニティレベルでの家族関係支援システムの構築にも力を入れてきたオーストラリアとする。

### 4 . 研究成果

本研究を通じて得られた知見をまとめると、以下のようになる。子どもの面会交流問題の解決は、民法などの実体法上の規定を整備することに加えて、面会交流に取り組む当事者への様々な支援や相談対応のメカニズム、ミディエーションなどの協調的な紛争解決メカニズムを有機的に組み合わせた形でその実行化を図る必要がある。また DV や児童虐待からの被害者の保護が日本では脆弱と言われるところ、子どもや被害者が安心して離婚後の家族関係に取り組むためには、安全の確保が前提条件として重要であり、これらに対応するメカニズムの整備や家族法システムとの連携の構築も重要な課題となる。本研究において明らかにした通り、アメリカやオーストラリアにおいては、様々な社会的資源と連携した形で面会交流紛争解決システムが構築されており、そうした制度の在り方や実務における運用は、日本における制度改革や制度構築に向けて大きな示唆を与えるものとなっている。また

本研究を通じて、面会交流などの離婚後の子どもをめぐる問題の解決においては、子どもの最善の利益を一番に追求すべきであり、そのためには子どもを親の所有物のように扱うようなことは許されず、子どもの権利主体性を保障することが重要な課題とされるべきであることが明確化された。紛争解決の過程においてもその実施過程においても、子ども自身の気持ちや意向が適切に尊重される必要があり、そのために、家事司法システムの抜本的な改革が必要になることが明らかになった。

# 5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件(うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)

1 . 著者名 原田綾子	4.巻 94(11)
2.論文標題 アメリカにおける児童虐待への対応 家族への介入と支援の視点から [特集] 児童虐待の総合的検討	5.発行年 2022年
3.雑誌名 法律時報	6.最初と最後の頁 43-48
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1 . 著者名	4.巻 158(6)
2.論文標題 アメリカの裁判所における離婚・離別する父母のための親教育プログラム	5 . 発行年 2023年
3.雑誌名 民商法雑誌	6.最初と最後の頁 54-103
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
	<u></u>
1 . 著者名	4.巻 89
2.論文標題 家事司法システムにおける子どもの意見表明権の保障 子どもの最善の利益のための子ども包摂的プラクティスの発展に向けて	5 . 発行年 2023年
3.雑誌名 法社会学 	6.最初と最後の頁 84-97
日本公子の001/プバカリナゴバ	本
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
. ***	4 344
1 . 著者名	4 . 巻
2. 論文標題 書評 Wendy Schrama, Marilyn Freeman, Nicola Taylor and Marielle Bruning (eds.) International Handbook on Child Participation in Family Law	5 . 発行年 2022年
3.雑誌名 離婚・再婚家族と子ども研究	6.最初と最後の頁 143-145
TO SERVICE A No. 100 AND A SERVICE AND A SER	
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著

4.巻 67(6)
5 . 発行年 2019年
6.最初と最後の頁 472-479
   査読の有無   無
国際共著
4 . 巻 33
5 . 発行年 2018年
6.最初と最後の頁 75~103
 査読の有無 有
国際共著
4.巻 2023 Edition
5 . 発行年 2023年
6.最初と最後の頁 151-164
   査読の有無   無
国際共著
τ

3 . 学会等名

4 . 発表年 2022年

日本法社会学会2022年度学術大会

1.発表者名 原田綾子
2.発表標題 DVと子の監護 カリフォルニア州法と家庭裁判所の実務
3.学会等名 第352回 家族と法研究会
4 . 発表年 2022年
1.発表者名 原田綾子
2 . 発表標題 カリフォルニア州の子の監護法制と 家庭裁判所における紛争解決の実務
3.学会等名 養育支援制度研究会・家族と法研究会合同シンポジウム(招待講演)
4 . 発表年 2023年
1.発表者名 Ayako Harada
2 . 発表標題 Child Custody Disputes in Japan: A Cultural and Institutional Perspective
3.学会等名 Japanese Studies Association of Australia (JSAA) 2021 Conference(国際学会)
4 . 発表年 2021年
1.発表者名 原田綾子
2.発表標題子どもの手続代理人と子の意見表明
3.学会等名 科研費基盤B「親の別居・離婚と子どもの権利保障システムの構築」研究会(二宮周平教授代表) 2022年3月26日(招待講演)
4 . 発表年 2022年

1.発表者名 原田綾子
2.発表標題 オーストラリアの子の養育メディエーション:子どもの利益に焦点を当てた合意形成の支援と子どもの声を聴く取組み
3.学会等名 津家庭裁判所 家庭裁判所調査官研修(招待講演)
4 . 発表年 2022年
1.発表者名 原田綾子
2 . 発表標題 家族への介入と支援 ーーアメリカと日本における児童虐待への対応を比較してーー
3 . 学会等名 科学研究費基盤 (B)「児童虐待の刑事法的規制に関する領域横断型研究」(深町晋也教授代表) 研究会 2021年10月30日(招待講演)
4 . 発表年 2021年
1.発表者名 原田綾子
2.発表標題 子どもの意見表明と子どもの手続代理人の役割
3 . 学会等名 東京三弁護士会多摩支部子どもの権利委員会主催 「子どもの意見表明と子どもの手続代理人の役割」(招待講演)
4 . 発表年 2021年
1.発表者名 原田綾子
2 . 発表標題 オーストラリアにおける子どもの養育紛争解決システム~シドニー調査報告
3.学会等名 家族と法研究会
4 . 発表年 2019年

4. TV + V G
1.発表者名 
原田綾子
2.発表標題
オーストラリアの子の養育メディエーション  子の利益に焦点を当てた合意形成を目指す取組み
3. 学会等名
岐阜家裁多治見支部家事実務研究会(招待講演)
- 70 - 10
4. 発表年
2019年
4 77 7 4 6
1. 発表者名
原田綾子
2.発表標題
・ 元代禄屋 子の養育紛争解決に向けたオーストラリア家庭裁判所の取組み シドニーでの実務を中心に
3.学会等名
関西家事事件研究会
4.発表年
2019年
1. 発表者名
原田綾子
2 ₹¥±±###5
2.発表標題
子どもの意見表明権の保障と家事調停
3 . 学会等名
第14回仲裁ADR法学会大会シンポジウム(招待講演)
4 . 発表年
2018年
* * *
1.発表者名
原田綾子
2.発表標題
子どもの利益の保護のために裁判所・弁護士に求められることについて  子どもの意見表明権の保障の視点から
2
3.学会等名
日本弁護士連合会第30回司法シンポジウム運営委員会第2部会勉強会(招待講演)
4.発表年
2024年
LVLTT

1 . 発表者名 原田綾子
2 . 発表標題 子どもの意見表明権の保障ーー家事司法システムにおける子どもの権利
3 . 学会等名 児童福祉法研究会2023年12月定例研究会
4 . 発表年
2023年
1.発表者名 原田綾子
水 山 液 丁
2 . 発表標題
子どもの意見表明権の保障と弁護士の支援
3.学会等名 日本弁護士連合会法律扶助シンポジウム「未成年者自身にも民事法律扶助の利用を可能にするために 司法のセーフティネットをもっと 使いやすく しょく 探待護家 と
使いやすく!」(招待講演) 4 . 発表年 2023年
1 . 発表者名
原田綾子・田巻帝子
2 . 発表標題 コロナ禍と家族 法と社会の観点から
3.学会等名
日本家族 社会と法 学会第40回学術大会シンポジウム「コロナ禍の家族と社会」
4 . 発表年 2023年
1.発表者名
Ayako Harada
2. 7V 士 4來 PF
2 . 発表標題 How can lawyers contribute to the children's rights to be heard? Emerging practices of the Children's Representatives in
Japanese family court proceedings
3 . 学会等名 International Society of Family Law World Conference 2023 (国際学会)
4 . 発表年
2023年

〔図書〕 計7件	
1 . 著者名 原田 綾子	4 . 発行年 2023年
2.出版社 信山社出版	5 . 総ページ数 384
3.書名子どもの意見表明権の保障	
1.著者名 飯 考行	4 . 発行年 2024年
2. 出版社 八千代出版	5.総ページ数 312
3.書名 ディスカッション法と社会(第1章「子どもと法」を原田綾子が執筆)	
1.著者名 水野紀子他	4 . 発行年 2024年
2. 出版社 日本加除出版	5.総ページ数 <sup>668</sup>
3.書名 家族と子どもをめぐる法の未来 棚村政行先生古稀記念論文集(「DV 保護命令と子の監護 カリフォルニア州法と家庭裁判所の実務 」を原田綾子が執筆)	
1.著者名 水野紀子他	4 . 発行年 2024年
2. 出版社信山社	5.総ページ数 -
3.書名家族法学の現在と未来(仮題)(「カリフォルニア州における子どもの監護の決定プロセス 州法とその運用」を原田綾子が執筆)	

1 . 著者名 佐藤岩夫・阿部正樹		4 . 発行年 2022年		
2.出版社 北大路書房		5.総ページ数 320		
3 . 書名 スタンダード法社会学 (第23章				
1.著者名 若林昌子,犬伏由子,長谷部(	由起子編著	4 . 発行年 2019年		
2.出版社 日本加除出版		5.総ページ数 452		
3 . 書名 家事事件リカレント講座 : 離 綾子が執筆 )	婚と子の監護紛争の実務(「子どもの意見表明権の保障と家事	<b>書調停」を原田</b>		
1.著者名 鈴木博人編著		4.発行年 2020年		
2.出版社 明石書店		5.総ページ数 472		
3.書名 養子制度の国際比較(「第2章	・ アメリカの養子制度と養子法の概観」を原田綾子が執筆)			
〔産業財産権〕		<u></u>		
〔その他〕				
-				
6.研究組織 氏名	所属研究機関・部局・職			
(ローマ字氏名) (研究者番号)	別属断九機関・部局・戦 (機関番号)	備考		
7.科研費を使用して開催した国際研究集会				
[国際研究集会] 計0件				
8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況				
共同研究相手国	相手方研究機関			